

第 1 条 本技術塾は、インターネットのホームページ、ブログ、メールを使用して、オーディオ用アンプの設計、製作指導を通じて、トランジスタによるアナログ回路技術の研究、普及を、継続的、発展的に行うことを目的として開設するものであり、これに関する教材提供、助言等を会員限定で行う。

第 2 条 技術普及の目的に鑑み、会長、正会員、支援会員、賛助会員（法人）を置く

- (1) 支援会員は、当教室が技術力及び技術普及に協力することを認定したものとす。
- (2) 賛助会員は、この教室の目的事業を賛助する者または団体とする。

第 3 条 会員は、別に定める会費を支払わなければならない。また、入会に際しては、別に定める入会金および会費を添えて会長に入会申込書を提出し、承認を受けなければならない。

第 4 条 会員は、認定された知識・技術レベルに応じて、この教室が刊行する教材を入手することができる。また、教室主催のイベントには優先的に参加できるものとする。

なお、会員は、入手した教材等について、個人的利用の許諾された範囲内でのみ利用することができる。

第 5 条 会員は、趣味のオーディオ用アンプの設計・製作を通じて、設計方針、設計思想、設計技術、製作ノウハウの理解、研鑽に努め、我が国の電子回路技術の向上に貢献する。会は誠意を持ってこれを支援し、会員は会の正常な運営に協力するものとする。

第 6 条 会は、入手した個人情報等を会の運営に使用する他、許諾を受けずに再配布等を実施してはならない。また、会員は、入手した教材等について、退会後も、再配布、複製、改変、アップロード、販売、その他商業目的とした二次的使用や当会に損害を与える行為をしてはならない。

第 7 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退 会
- (2) 死亡、失踪宣告ならびに団体会員の解散
- (3) 除 名

第 8 条 退会しようとする会員は、理由を付けて退会届を会長に提出しなければならない。

第 9 条 会員が次の各号の一つに該当するときは、会長がこれを除名することができる。

- (1) 会費を滞納したとき
- (2) 会員としての義務に違反したとき
- (3) 名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき

第 10 条 会の運営は会長に一任し、既納の会費等は、いかなる理由があってもこれを返還しない。